
プロジェクト リスク軽減会計**項目 第 46 回保険契約専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 46 回保険契約専門委員会（2026 年 10 月 13 日開催）において、IASB 公開草案「リスク軽減会計 – IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下「本公開草案」という。）に対するコメント・レターの文案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見**（全般的な事項）**

2. コメント・レターの文案に関する事務局の提案に賛同する。

（リスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に対する開示要求）

3. 資料(9)の第 58 項について、本公開草案 BC14 項に言及するよりも、本公開草案 BC16 項及び BC17 項のリスク軽減会計を任意適用とした理由を強調することがよいと考える。その上で、資料(9)の第 59 項において、IASB がこのような認識を有しているにもかかわらず、リスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に対して開示を要求する理由及び当該開示の意義を明確にするように求めることがよいと考える。

（保険契約を発行する企業におけるリスク管理及び活動に関する事項）

4. 資料(9)の第 65 項(2)については、保険会社における固定金利の性質を有する保険負債と固定金利の性質を有する資産とのデュレーション・マッチングを行うという金利リスク管理活動が、リスク軽減会計の適用対象となり得るかどうかの明確化を求める趣旨であると理解しており、事務局の提案に賛同する。
5. 本公開草案は、欧州の銀行の実務を基礎としているため、特に生命保険会社が現物資産を用いて保険負債とデュレーション・マッチングを行うというリスク管理活動の実態が IASB に十分理解されていないと考えられる。このようなリスク管理活動の実態について、IASB の理解が得られるように意見発信を行っていただきたい。
6. 我が国においては、保険負債の金利リスクに対して、業種別委員会実務指針第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」に基づく包括

ヘッジ会計を適用し、巨額の固定金利受取・変動金利支払の金利スワップ契約を締結している保険会社もあると認識している。資料(9)の第65項(2)に包含されていると考えているものの、仮に保険負債が基礎ポートフォリオに含めることに適格なものに該当し、リスク軽減会計が適用される場合には、我が国の会計基準から IFRS 会計基準への移行との関係も含め、保険会社の事業活動に影響が生じる可能性があると考えている。

(リスク軽減会計の適用に関する事項)

7. 資料(9)の第66項(1)について、その他の包括利益において金利に係る影響を相殺できず、会計上のミスマッチが生じるため、当該ミスマッチを回避する対応が必要であるとする事務局のコメントに賛同する。
8. IFRS 第17号「保険契約」には複数の測定モデルがあり、保険金融収益又は費用のその他の包括利益の表示に関する会計方針の選択肢もあるため、リスク軽減会計の適用によってどのようなミスマッチが改善され、どのような課題が残るのかについて、数値例等を用いて示すことが有用と考える。こうした数値例等がなければ、保険会社におけるリスク軽減会計の有用性や限界を評価することが難しいため、今後のステップにおいて IASB に数値例等の提供等を求めていくことが考えられる。

以 上